

随意契約によることができる場合の基準

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

国立研究開発法人日本医療研究開発機構においては、随意契約によることができる場合の基準として「会計規程」及び「契約事務の取扱に関する達」で以下のように明記しています。

「会計規程」 関連部分抜粋

(随意契約)

第34条 次の各号の一に該当するときは、前2条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付すことができないとき。
- (3) 競争に付すことが、不利と認められるとき。
- (4) 早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- (5) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書第10条に規定する業務委託契約を締結するとき。

2 前項各号に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合又はその他別に定める場合は、随意契約によることができる。

「契約事務の取扱に関する達」 関連部分抜粋

(随意契約によることができる場合)

第30条 会計規程第34条第1項第1号から第4号までに該当する場合において、随意契約によろうとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

2 会計規程第34条第2項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約に係る予定価格が次に掲げる少額の契約であるとき。
 - ア 予定価格が160万円を超えない財産の買入れ
 - イ 予定価格が250万円を超えない工事又は製造の請負
 - ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件の借入れ
 - エ 予定価格が50万円を超えない物件の売却
 - オ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件の貸付け

- カ 工事又は製造の請負、物件の売買及び物件の貸借以外の契約で、その予定価格が100万円を超えない契約
- (2) 既に保有する物品等と一体として、又は特に強い関連を持たせて使用する必要があるとき。
 - (3) 土地又は建物の買入又は借入をするとき。
 - (4) 運送又は保管をさせるとき。
 - (5) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
 - (6) 国、独立行政法人、地方公共団体その他の公法人与契約するとき。
 - (7) 外国で契約するとき。
 - (8) 機構が委託した試験研究の成果に係る財産を当該試験研究の受託者等に売却するとき。
 - (9) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
 - (10) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に定める障害者就労施設等と契約するとき。
 - (11) 法令による価格の額の指定のある場合における当該物品の買入れ若しくは売払い、法令による賃貸料の額の指定のある場合における当該物品の貸付け若しくは借入れ又は法令による加工賃の額の指定のある場合における当該物品の加工について契約をするとき。
 - (12) その他事業運営上の特別の理由があるとき。
- 3 契約担当職は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 4 契約担当職は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合には、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

以 上